

<b>(3) 実質公債費比率</b>	<b>4.9%</b>
--------------------	-------------

実質公債費比率は、早期健全化基準、財政再生基準のほかにも指標が18%以上になると、村債の発行に際して県知事の許可が必要となり、25%を超えると一部の村債の発行が制限されますが、本村の比率は、これを大きく下回っています。

(算式)

$$\frac{\text{地方債の元利償還金等} - \text{交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}} \times 100 \text{ の3ヶ年平均}$$

3ヶ年の平均値をみると0.2ポイントの増加ですが、単年度の比率については令和2年度から0.32ポイント減少(5.33%→5.01%)しました。令和2年度から片品中学校建設に伴う大型事業の償還が始まり、令和元年度から(3.6%→4.7%→4.9%)と実質交際費比率が徐々に上昇してきますが、今後しばらくは年度ごとに償還の終わったもの、新たに償還の開始したものを含め実質交際費比率は「5.0%」前後で推移していくと思われます。

(単位：千円)

区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
①地方債の元利償還金	284,286	307,603	400,517	454,498	465,549
②準元利償還金	68,254	113,845	57,093	60,915	59,863
一部事務組合等の地方債に充てたと認められる負担金等	5,984	9,003	17,002	18,177	20,350
公債費に準じる債務負担行為に関する支出	723	494	318	197	133
公営企業債の償還財源に充当した一般会計からの繰出金	61,547	104,348	39,773	42,541	39,380
観光事業	22,655	66,051	-	-	-
簡易水道事業	9,833	9,238	10,714	13,482	10,454
下水道事業	29,059	29,059	29,059	29,059	28,926
一時借入金の利子	0	0	0	0	0
③交付税に算入された元利償還金等	303,697	321,366	353,313	386,876	392,834
④元利償還金等の財源に充てられる特定財源	0	0	0	0	0
分子⑤ = (①+②) - (③+④)	48,843	100,082	104,297	128,537	132,578
⑥標準財政規模	2,660,119	2,615,925	2,652,789	2,796,380	3,038,413
⑦交付税に算入された元利償還金等(再掲)	303,697	321,366	353,313	386,876	392,834
分母⑧ = ⑥ - ⑦	2,356,422	2,294,559	2,299,476	2,409,504	2,645,579
単年度比率 ⑤/⑧	2.07%	4.36%	4.54%	5.33%	5.01%

令和3年度決算の比率(平成元年度～令和3年度の平均)	4.9%
令和2年度決算の比率(平成30年度～令和2年度の平均)	4.7%

令和3年度決算に基づく実質公債費比率  
4.9%



早期健全化基準  
25.0%